2022年7月

ADRセンター調停人候補者養成研修　自転車事故分野

「保険論」効果測定問題

日本行政書士会連合会

裁判外紛争解決機関推進本部・中央研修所

ADRビデオ講座

自転車事故(3)「保険論」

講師:行政書士ADRセンター埼玉　運営委員

前田新太郎先生

上記ビデオ講座を受講し、以下の問題の正誤を回答用紙に〇×でお答えください。回答用紙の6~10が保険論の回答記入欄です。

回答には講師のコメント、テキスト、自動車損害賠償保障法、神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例、を適宜ご参照ください。

6.　自動車損害賠償責任保険には希望者が加入すればよい。

7.　死亡保険金については、被保険者の他に保険金受取人を指定しなければならない。もし保険金受取人が被保険者よりも先に死亡した場合、新たに保険金受取人を指定しなければならない。この指定がなかった場合は、法定相続人が保険金受取人となる。

8.　全国の自治体で自転車損害賠償保険等への加入義務化が広がっており、神奈川県では

平成31(2019)年4月1日に「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、令和元(2019)年10月1日から自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付けられることになった。

9.　「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」には自転車損害賠償責任保険等への加入が義務を果たさなかった場合の罰則も定められている。

10.　万が一保険に加入していない自動車が事故を起こした場合は、政府からの救済は望めない。